

平城京南端で小規模宅地の全容が判明

-小規模とは言え約 450m²の宅地-

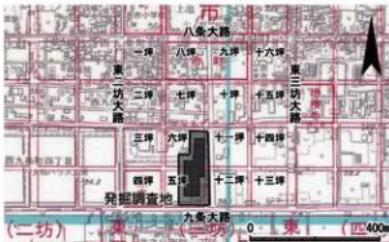
平城京跡（左京九条三坊五坪） 西九条町

平城京の宅地 奈良時代の宅地は個人で売買出来るものではなく、国から割り当てられるものでした。この宅地班級の基準となるのが、東西南北の道路で区画された一辺約 125 m、面積約 16,000 m²の街区です。この 1 街区を「坪」と呼び、1 坪分の面積を 1 町と呼びます。

高級貴族には平城宮周辺の街区が複数与えられ、位が下がるにしたがい平城宮から離れた街区をさらに細分して与えられています。現在確認されている宅地は 1/32 町規模のものから 4 町規模のものまであります。

平城京南端の小規模宅地 今回行った発掘調査は、平城京左京九条三坊五・六坪にあたります。発掘調査面積は約 8,300 m²と広大で、五坪東半のほぼ 3 / 4 を調査しました。五坪内では、掘立柱建物約 50 棟、井戸 16 基、満多数を検出し、8 世紀後半から 9 世紀前半頃までの間に、3 時期の変遷が明らかになりました。

坪内通路と井戸・建物の配置から、坪内を 1 / 16 町規模に宅地分割した時期（I・II 期）から 1 / 32 町規模に宅地分割した時期（III 期）へと変化したことが判明しました。



調査地位置図 (1/15,000)

I 期は五坪内を坪内通路などで東西南北に 4 等分し、一辺約 30 m の 1 / 16 町規模の方形の宅地をつくっています。平城京内の発掘調査では、從来から知られている小規模宅地の形態です。

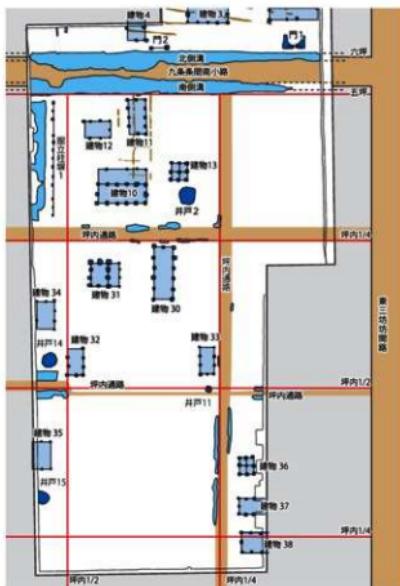
一方、II・III 期は五坪東西中央の南北通路以外は宅地内通路は見当たりません。その代わり南北にはほぼ等間隔に分布する井戸が見てとれます。1 つの宅地に井戸が 1 基存在すると考えれば、坪内通路と東側の東三坊坊間路に出入口を設けた小規模宅地が復原できます。II 期は一辺約 30 m の 1 / 16 町規模の、III 期は東西約 30 m、南北約 15 m



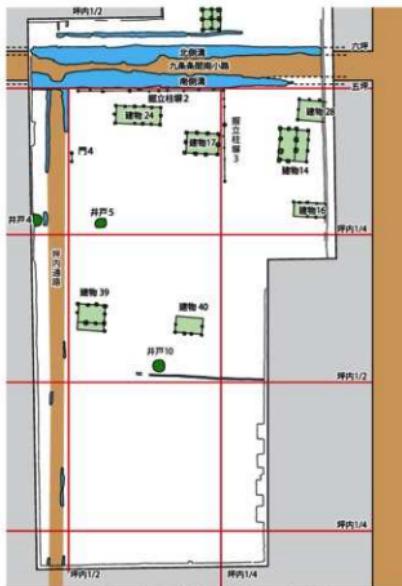
発掘調査地全景（西から・III期の宅地を白線で復原）

の1/32町規模の宅地と推定されます。宅地境には、生垣などの造構として残らない区画施設があったものと思われます。小規模宅地と言っても、1/32町規模の宅地で450m²ほどあり、現在の我々から見れば広大です。残念ながら、これらの宅地の居住者については不明です。

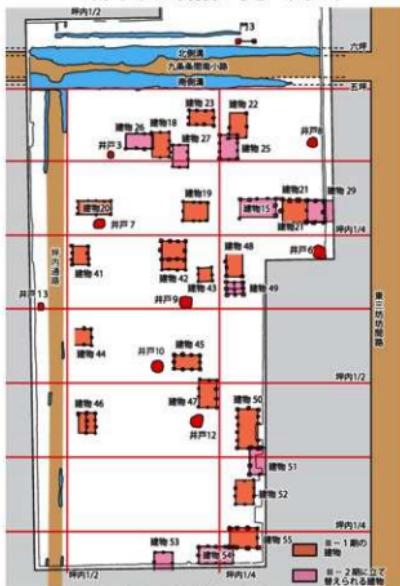
四行八門制の宅地配置 注目されるのは、III期の宅地配置の方法です。1坪内に東西4列、南北8行の東西方向の長方形の宅地を配置した形は、四行八門制と呼ばれる古代平安京での宅地配置方法と同形態といえます。平安京ではこの1/32町規模の宅地が宅地班給の最小単位となっていきます。平安京の四行八門制に似た宅地配置が、平安時代前半の平城京で採用された経緯は不明ですが、その背景に平城京内の人口増加がうがえます。都が長岡京・平安京に移っても、平城京内に留まった人々がかなりの数にのぼっていたことが想定されます。



Ⅰ期（1/16町規模の宅地・1/1,000）



Ⅱ期（1/16町規模の宅地・1/1,000）



Ⅲ期（1/32町規模の宅地・1/1,000）

■—1期に
て採入られた
建物
■—2期に
て採入された
建物